

消費者機構日本ニュースレター

143号

第 14 回通常総会報告

日 時：2018 年 6 月 8 日（金） 17 時 30 分から 18 時 20 分

場 所：東京都千代田区六番町 1 5 プラザエフ地下 2 階「クラルテ」

参加者：出席表決権総数 110（実出席表決権数 40、委任状表決権数 4、書面表決権数 66）

※表決権総数 136 の過半数を超え、総会は成立

議 題：《審議事項》

- ・第 1 号議案 2017 年度事業報告承認の件
- ・第 2 号議案 2017 年度決算承認の件
- ・第 3 号議案 役員選任の件

《報告事項》

- ・2018 年度事業計画
- ・2017 年度予算
- ・役員報酬規程

議事の経過の概要及び議決の結果

- 冒頭に青山副理事長が 17 時 25 分現在の出席状況（表決権総数 136 個のうち出席表決権総数が 105 個）を報告、定款第 31 条の要件を充足したため総会の成立と開会を宣言しました。そして、定款第 30 条に基づく議長発議に際し、和田寿昭理事長が議長に就任する旨発議し、全員異議なく承認しました。
- 続いて、中山会長より挨拶の後、消費者庁消費者制度課政策企画専門官の小田典靖様より、消費者庁長官岡村和美様の総会メッセージの代読をいただきました。また小田様ご自身、および、東京都生活文化局消費生活部部長、吉村幸子様より、ご祝辞を賜りました。続いて議長より定款第 34 条に基づく議事録署名人選任し、議事に入りました。

1. 議案の提案

(1) 第 1 号議案 2017 年度事業報告承認の件

2017 年度は、特定適格消費者団体として被害回復関係業務を本格的に開始した。共通義務確認訴訟の提起に至った事案はないが、裁判外の申入れ・要請等を 6 件行い、2 件で解決をはかることができた。

差止請求関係業務については、過年度の申入れ事案も含め、改善結果または中間経過について、15 件を公表した。設立以来の累計で 100 件の是正をはかることができた。

広報活動や消費者団体との連携を強め、消費者団体訴訟制度ならびに消費者機構日本への理解と支持を広げる活動については、消費者向けとして、総会記念講演会「消費者裁判手続法～フランスの経験からみた活用法～」を開催した。事業者向けとしては 3 回の消費者志向経営セミナーを開催した。また適格消費者団体 16 団体と「若者の消費者契約トラブル 110 番」を実施し、全国で 55 件の情報提供を受け付けた。

組織財政基盤強化の点では、活動報告会&会員加入のご案内を開催し、10名の参加をいた

だいたいが、入会には結びつかなかった。また、賛助会員の拡大及びクラウドファンディングに関する調査は進展させることができなかった。

政策提言の活動は、以下の意見を対外的に表明した。

2017 年 5 月「特商法政令等改正案についての意見」（消費者庁）

2017 年 9 月「賃貸住宅標準契約書（再改訂版）（案）」に関する意見（国土交通省）

2017 年 9 月「消費者契約法の見直しに関する意見」（消費者庁）

2017 年 10 月「割賦販売法施行令の一部を改正する政令案に対する意見」（経産省）

2017 年 12 月「アダルトビデオ出演契約に関する意見書」（AV 人権倫理機構）

（2）第 2 号議案 2017 年度決算承認の件

①活動計算書について

経常収益は約 1471 万円、経常費用は約 1322 万円となり、約 149 万円の黒字となった。

②貸借対照表について

資産合計が約 2852 万円、正味財産が約 2763 万円となった。

（3）監査報告

第 1 号議案、第 2 号議案提案の後、稲村厚監事より、理事の業務執行は適正に行われ、日常の会計処理も適正で、決算諸表は正確に作成されている旨の監査報告が行われた。今後の財政強化の為、寄附を広くよびかける取り組みについて具体的な目標を設定し推進するよう意見が出された。

（4）第 3 号議案 役員選任の件

理事 19 名、監事 2 名は、第 14 回通常総会終結時をもって、全員任期満了となり、理事 19 名（18 名再任、1 名新任）、監事 2 名の選任が提案された。

2. 議案の質疑

第 1 号議案、第 2 号議案及び第 3 号議案のいずれについても、質疑はありませんでした。

3. 議案の採決

議長より、表決権総数 136 個中、出席 40 個、書面議決 66 個、委任状 4 個の合計 110 個が出席し、定款第 31 条の要件を充足して総会が成立していることが改めて報告され、議場閉鎖を行って直ちに採決に入りいずれの議案も賛成多数で可決・承認されました。

4. 報告事項の報告と質疑

（1）2018 年度事業計画

課題 1 消費者被害情報の受付体制を強化し、提供された情報の円滑な検討を促進

課題 2 集団的消費者契約被害回復のため被害回復関係業務を推進。

課題 3 消費者被害未然防止・拡大防止のため差止請求関係業務を推進。

課題 4 広報活動や消費者団体との連携を強め、消費者団体訴訟制度ならびに消費者機構日本への理解と支持を広げる。

課題 5 組織・財政の基盤の安定強化に取り組む。

課題 6 政策提言活動をすすめる

（2）2018 年度予算

経常収益 1472 万円、経常費用 2020 万円とし、当期経常増減額は -548 万円を見込んでいる。このマイナス要因は、被害回復訴訟を 2 件提起することを想定し、委託費と人件費が増加しているためである。そのため 530 万円を東京都より借入れ、次年度以降に授権した消費者より費用報酬として受け取ることを想定している。

(3) 役員報酬規程

認定 NPO は役員報酬の支払いの有無にかかわらず、役員報酬規程を策定することが求められており、すでに理事会において策定した。内容については、第 2 条のとおり、現状の運営にそって、役員報酬は支給しないとしたうえで、旅費等の実費ならびに会議出席謝金及び講演謝金等個別の業務に対応した謝金は支給できるものとしている。この規定の改定は理事会で行うが、その内容については総会に報告することとしている。

(4) 報告事項の質疑

<質問>

消費者機構日本で様々な活動、取り組みがされ、点字対応等がされているが、残念ながら、視覚障害者をはじめとする障害者の間では、消費者機構日本が点字等の対応を行っていることは、知られていない。そのような対応を行っていることが、視覚障害者に周知されるよう、障害者へのアピールをすすめてほしい。

<回答>

費用などの制約もあり必ずしもご要望に応えられるとはお約束できないが、取り組みを具体化していきたいと考えている。

<質問>

2018 年度の事業計画について 3 点質問したい。

- ① 継続課題として会費を募るためのクラウドファンディングの取り組みとあるが、2017 年度はどのような活動をしていたのか。また、2018 年度の計画はどのようなものか。消費者機構日本の社会的な立ち位置からして協力してくれるサービサーもあると思われる。
- ② 支出を抑えるという意味で、NPO 法人を現物支給という形で支援してくれる企業も増えているようである。企業にとっても現金で寄附するよりもハードルは低いので、活用してはどうか。
- ③ 広報活動について、訴訟提起後の記者会見のみならず日頃の活動についても定期的に情報提供していくことがメディアとの関係を良好に保つ上で有効と思われる。

<回答>

2017 年度はクラウドファンディングの取り組みは事務局体制等の事情でしていなかった。2018 年度の計画は前年度と同じ内容を想定している。その他については、貴重なご提言として承る。

松岡副理事長の閉会挨拶をもって総会は終了し、その後、本総会をもって理事を退任された笹川さんよりご挨拶があり、花束を贈呈いたしました。

総会記念シンポジウムの開催報告（1）

～2018 年 6 月 8 日（金）に第 14 回通常総会記念シンポジウムを開催しました～

日 時：2018 年 6 月 8 日（金）18 時 45 分～20 時 05 分（80 分）

会 場：主婦会館プラザエフ地下 2 階「クラルテ」

参加者：70 名（事務局を含む）

テーマ：集団的消費者被害回復の取り組みの状況と課題

<企画趣旨>

○消費者機構日本が特定適格消費者団体として認定を受けて 1 年半が経過した。共通義務確認訴

訟に至った事案はないが、この間の集团的被害回復の取組状況を事案に即して報告し、今後の課題について考える。

<出演者>

パネリスト：中野和子弁護士、瀬戸和宏弁護士、北後政彦弁護士

助言者：一橋大学大学院 法学研究科 山本和彦教授

コーディネーター（進行）：鈴木敦士弁護士

<次第>

1. 被害回復訴訟制度の概要についてのおさらい

2. この間、公表した事案の紹介

3. パネルディスカッション

パネリストから、これまで検討した事案が訴訟に至っていない事情から制度上の課題等について問題提起があり、それらの論点について、一橋大学大学院山本教授から助言をいただき、意見交換を行いました。

これらの概要については、次号に掲載いたします。

(株)エーチーム・アカデミーに対する差止請求訴訟（東京地方裁判所民事第8部係、平成30年(ワ)第15327号）の第1回期日が開催されました。

1. 期日 2018年7月3日 午前10時00分

2. 事件の表示

原告 特定非営利活動法人 消費者機構日本

被告 株式会社エーチーム・アカデミー

事件名 差止請求事件

3. 出席者

原告：訴訟代理人弁護士として宮城朗、中川素充、高木篤夫、花垣存彦
各弁護士が出頭

被告：出頭せず

裁判官：松山美樹裁判官

4. 概要

原告から訴状陳述。被告からは答弁書擬制陳述。

次回、甲号証証拠調べおよび被告の主張。

第2回期日は2018年9月10日(月)の午前10時から、民事8部書記官室となります。弁論準備期日として行われますので、傍聴はできません。

第28回消費者志向経営セミナー（消費者法制の基礎セミナー）のご案内

当機構では、例年、企業の法務部門、コンプライアンス部門、顧客対応部門の等の新任ご担当者向けに、「消費者法制の基礎セミナー」を開催しています。

このセミナーは、法律専門家から消費者法制の全体像や消費者契約法をはじめ主な消費者法について規定の内容をご紹介をし、最後に日頃消費者から相談を受けている消費生活相談員の方か

らの事業者の皆様への要望事項をお伝えします。

このような消費者法制のセミナーは他団体ではあまり実施されていないため、法務・コンプライアンス部門およびお客様相談窓口等の顧客対応部門に今年配属された新任担当者の方々や、消費者法制の基礎的な学習をしたい方には有効なセミナーとなりますので、ぜひご参加ください。

記

1. テーマ 消費者法制の基礎セミナー
2. 日時 2018年7月25日(水)
13時30分～17時00分(受付 13時～)
3. 会場 主婦会館プラザエフ 5階会議室
4. 参加費 お一人様 7,000円
5. 対象者 企業・団体の法務・内部統制・コンプライアンス・顧客対応・消費者契約担当部門の新任担当者
消費者法制の基礎的な学習を希望する方
6. 参加人数 50名(先着順)
7. タイムスケジュール(予定)

時間	内容	講師
13:30～16:10 適宜、休憩	○消費者法制の概要 ○消費者契約法の解説と差止請求事例	弁護士 瀬戸 和宏 氏 (日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会 前委員長、千葉大学大学院 専門法務研究科 非常勤講師)
16:10～16:20	休憩時間	
16:20～17:00	○消費生活相談の業務 ○事業者への要望	消費生活相談員 大谷 聖子 氏 (日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者相談室 副室長 消費者機構日本理事)

8. 申込方法

当機構ウェブサイト http://www.coj.gr.jp/seminar/topic_180604_01.html に掲示のセミナー申込書にて、消費者機構日本事務局までFAXかEメール添付でお申込みください。

FAX: 03-5216-6077

E-mail: seminar@coj.gr.jp

※お申込後は、当機構よりご記入者様あてに、セミナーのご案内および参加費請求書を郵送でお送りします。お申込み時点で定員を超えていた場合は、すみやかにご連絡いたします。

消費者契約法改正法案が一部修正の上、成立しました。

今通常国会に上程されていましたが、衆議院の審議において一部修正のうえ全会派賛成で可決、参議院においても衆議院での修正案含め、全会一致で可決、成立しました。

その後、改正法は6月15日に公布されたので、来年(2019年)6月15日に施行されます。

改正された内容は、次のポンチ絵(消費者庁ウェブサイトより転載)を参照ください。



消費者契約法の一部を改正する法律(平成30年法律第54号)

<経緯>

平成28年改正
・過量契約の取消権
・消費者の解除権を放棄させる条項の無効等

【衆・参消費者特委 附帯決議】
今後の検討課題について
必要な措置を講ずる旨

消費者
委員会
答申
(29年8月)

平成30年改正
消費者と事業者の交渉力等の格差に鑑み、
消費者契約に関する被害事例等を踏まえ対応

取り消しうる不当な勧誘行為の追加等

① 社会生活上の経験不足の不当な利用

(1) 不安をあおる告知

例: 就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と告げ勧誘

(2) 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

例: 消費者の恋愛感情を知りつつ、「契約してくれないと関係を続けない」と告げて勧誘

② 加齢等による判断力の低下の不当な利用(※)

例: 認知症で判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ「この食品を買って食べなければ、今の健康は維持できない」と告げて勧誘

③ 靈感等による知見を用いた告知(※)

例: 「私は霊が見える。あなたには悪霊が憑いておりそのままでは病状が悪化する。この数珠を買えば悪霊が去る」と告げて勧誘

④ 契約締結前に債務の内容を実施等

例: 注文を受ける前に、消費者が必要な寸法にさお竹を切断し、代金を請求

⑤ 不利益事実の不告知の要件緩和

例: 「日照良好」と説明しつつ、隣地にマンションが建つことを故意に告げず、マンションを販売
→ 故意要件に重過失を追加

無効となる不当な契約条項の追加等

※衆議院において追加された規定

① 消費者の後見等を理由とする解除条項

例: 「貸借人(消費者)が成年被後見人になった場合、直ちに、貸借人(事業者)は契約を解除できる」

② 事業者が自分の責任を自ら決める条項

例: 「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負う」

事業者の努力義務の明示

① 条項の作成: 解釈に疑義が生じない明確なもので平易なものになるよう配慮

② 情報の提供: 個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供

○施行期日は、公布日から起算して1年を経過した日
(平成31年6月15日)

消費者団体及び弁護士会からの修正要請と衆議院での審議

今通常国会に提案された改正法案については、「不安をあおる告知」や「恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用」により困惑した場合に、契約の取消ができる旨の規定を加える提案がされていましたが、いずれの場合も被害者の「社会生活上の経験不足」という要件が加えられています。この条文をそのまま解すれば、中高年や高齢者は、本規定による取消が困難となってしまいますため、消費者団体及び弁護士会は、「社会生活上の経験不足」という要件を削除するよう、与野党の議員に要請を行いました。国会審議の過程も含め、与野党議員には「社会生活上の経験不足」という要件の問題点をご理解いただくことができ、修正案が検討されました。

修正は、「社会生活上の経験不足」という要件の削除という形ではなく、高齢者等に被害の多い類型として「加齢等による判断力の低下の不当な利用」と「靈感等による知見を用いた告知」が不当勧誘に追加される形で行われました。

あわせて、残った「社会生活上の経験不足」という要件については、機械的に年齢で判断するものでないことが、国会答弁で説明されています。

今後の課題

この間不当勧誘行為の類型が追加されており、その点は評価できるのですが、要件が細かく規定されているため、適用が困難な被害事例が出てくるのが強く懸念されます。高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権について、包括的規定をおくことが、今後の検討課題です。また、消費者契約法第9条1号の平均的損害の立証責任の転換、軽減も重要な課題として残っています。

全国の適格消費者団体（18 団体）のホームページ公表情報（6 月 1 日～6 月 30 日分）

○各適格消費者団体（18 団体）のホームページの公表情報です。6 月 19 日にえひめ消費者ネットが 18 番目の適格消費者団体の認定を受けられました。四国地方でははじめての適格消費者団体です。差止請求訴訟、事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(6月1日～6月30日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	■6 月 15 日（株）NTT ドコモに対する差止請求控訴審の第 1 回期日が決まりました http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/180615_01.html
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/	■6 月 18 日：株式会社メイションから書面で回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/3442.html ■6 月 19 日：大東建託パートナーズ株式会社に対して、申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/3444.html ■6 月 19 日：ザ・グロウ・オリエンタル名古屋に対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/3448.html ■6 月 19 日：株式会社アイエーシーインターナショナルに対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/3451.html ■6 月 19 日：株式会社錦ヤに対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/3454.html ■6 月 19 日：APAMAN 株式会社に対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/3457.html ■6 月 19 日：テックビューロ株式会社に対して問合せ兼申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/3461.html ■6 月 18 日：株式会社 S H I から書面で回答書が届きました。 ■6 月 22 日：ザ・グロウ・オリエンタル名古屋から書面で回答

	書が届きました。
《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/	<p>■ 6 月 15 日：株式会社 Dstyle から回答書（6 月 5 日付）が届きました。 http://www.shohinet-h.or.jp/%E5%B7%AE%E6%AD%A2%E3%82%81%E3%83%BB%E7%94%B3%E5%85%A5%E3%82%8C%E6%83%85%E5%A0%B1/%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE-dstyle%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%94%B3%E5%85%A5%E6%B4%BB%E5%8B%95%E4%B8%80%E8%A6%A7/</p> <p>■ 6 月 4 日：家庭教師のフォローアップから回答書が届きました。 http://www.shohinet-h.or.jp/%E5%B7%AE%E6%AD%A2%E3%82%81%E3%83%BB%E7%94%B3%E5%85%A5%E3%82%8C%E6%83%85%E5%A0%B1/%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E6%95%99%E5%B8%AB%E3%81%AE%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%82%A2%E3%83%83%E3%83%97%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%94%B3%E5%85%A5%E6%B4%BB%E5%8B%95%E4%B8%80%E8%A6%A7/</p> <p>■ 6 月 24 日：株式会社西本ハウスへ申入書を送付しました。 http://www.shohinet-h.or.jp/%E5%B7%AE%E6%AD%A2%E3%82%81%E3%83%BB%E7%94%B3%E5%85%A5%E3%82%8C%E6%83%85%E5%A0%B1/%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E8%A5%BF%E6%9C%AC%E3%83%8F%E3%82%A6%E3%82%B9%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%94%B3%E5%85%A5%E3%82%8C%E6%B4%BB%E5%8B%95%E4%B8%80%E8%A6%A7/</p>
《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。

《えひめ消費者ネット》
<http://ehime-syuhisya-net.org/>

※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。



特定非営利活動法人 消費者機構日本

発行人: 和田寿昭 編集責任者: 磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階

TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077